主な改正（変更点）

（改正の詳細については引用した「実施要領」の該当箇所にてご確認ください。）

（１）新規申請者に関して

［実施要領４．(2)③、および実施要領附則(平成30年3月1日改正) (3)(4)(6)を参照］

１）薬学教育協議会の発行する「薬学教育者ワークショップ」（「認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ」を兼ねる）の修了証、および日本薬剤師研修センターが発行する「研修講習会」の受講証（「講座①～③」、および　旧講座「講座ア、イ、ウ、オ」の各受講証、並びに厚生労働省補助事業による講習会において交付された受講証）に有効期間が定められたこと。

２）修了証および受講証の有効期間

1. 「薬学教育者ワークショップ」の研修修了日、又は「研修講習会」の受講日が、平成30年4月1日以降のものについて

→ 研修修了日又は研修受講日から6年間

1. 「薬学教育者ワークショップ」の研修修了日、又は「研修講習会」（「講座ア、イ、ウ、オ」、並びに厚生労働省補助事業による講習会）の受講日が、平成30年3月31日までのものについて

→ 平成32年3月31日まで

【留意点】

1. 研修の受講に当たっては、受講資格（下記☆）を十分に確認すること。
2. 「薬学教育者ワークショップ」研修の主催者は、研修予定者の受講資格を確認し、実務経験が継続して3年以上ない薬剤師には研修を受けさせないこと。

⇔産前産後休業・育児休業や病気療養等によって、受講資格を満たすことなく研修を受講して交付を受けた修了証又は受講証は申請時に無効と判定される。

☆研修の受講資格　［実施要領５．①、および５．②］

５．①実務経験：5年以上（6年制修了薬剤師は3年以上）、

５．②勤務状況：実務経験が継続して3年以上、かつ、勤務時間数が週あたり3日かつ20時間以上の者

③「薬学教育者ワークショップ」を受講した大学教員が、実施要綱５．①および②の条件を満たしたときは、研修時に交付された修了証を認定申請に使用できる。ただし、その修了証の有効期間は上記（１）２）①および②の通り扱われる。

［実施要領４．(2)③および実施要領附則(平成30年12月10日改正) (3)を参照］

（２）更新申請者に関して　［実施要領11．(1)更新の条件を参照］

１）日本薬剤師研修センター発行の更新講習「講座④」、又は旧の更新講座「講座カ」）の受講証に有効期間が定められたこと。

２）薬学教育協議会の各地区調整機構が実施するAWSを修了した者は、日本薬剤師研修センターの実施する更新講習「講座④」（内容は「講座②」と同じ）を受講したものとみなすこと。更新申請に当たっては、各地区調整機構委員長が発行するAWSの修了証（正本）をもって更新講習の受講証に代えることができること。

３）AWSにタスクフォースとして参加した認定実務実習指導薬剤師が更新申請を行う場合は、各地区調整機構委員長が別途に発行するAWSの修了証（正本）をもって更新講習「講座④」の受講証に代えることができること。

４）受講証又は修了証の有効期間

［実施要領附則(平成30年12月10日改正) (3)を参照］

①　１）の更新講習の受講日が平成30年4月1日以降の受講証、又は２）のAWSの研修修了日が平成31年1月1日以降の修了証について

→　研修受講日、又は研修修了日から3年間

②　１）の更新講習の受講日、又は２）のAWSの研修修了日が平成28年4月1日より平成30年12月31日までのものについて

→　平成31年1月1日から3年間

③　更新講習「講座カ」の受講証について

→　平成32年3月31日まで

［実施要領附則(平成30年3月1日改正) (5)を参照］

【留意点】

1. 更新申請の受付期間：認定期間の終了する日の３か月前から前日（当日消印有効）までに行うこと。
2. 実施要領11．（5）②の特例扱いを受けた者（下記☆）の更新申請の期限

☆　認定期間修了時に更新の条件が満たされていないため更新申請ができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新条件のすべてを満たしたとき。

→　2年間の猶予期間の終了後から3か月以内（厳守）

1. 更新申請において認められるAWSの修了証は、薬学教育協議会の各地区調整機構委員長の発行するものに限られる。それ以外の団体等が発行したものは無効である。
2. 更新申請書の勤務証明は実際の申請から遡って1か月以内のものであること。
3. ③のAWS修了証が日本薬剤師研修センターの実施する更新講習「講座④」の受講証に代わるものとして認められることに伴い、平成31年1月1日以降、このAWSは日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師制度」に基づく研修受講シール（単位シール）の対象事業とはならない（修了者に単位シールは交付されない）。